

Annals of the COI-SEC 2016

筑波大学 利益相反・輸出管理マネジメント室 平成28年度 年報

Office of Conflict of Interest and Security Export Control, University of Tsukuba

巻 頭 言

筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室（Office of Conflict of Interest and Security Export Control: COISEC）は、研究担当の副学長の下に平成 26 年 4 月に設置されました。当室は、利益相反と輸出管理に関して、企画・調査研究・管理・普及等を所掌し、その適正な運用を推進することを目指しています。

大学の「第三の使命」が産学官連携や国際交流等を通じてより直接的に社会との関わりを持ち、社会貢献を果たしていくことであると言われて出してから、既に 10 年以上が経過しています。社会との関係が密接になっていくことと裏腹に、大学では、かつてあまり意識されなかったリスクが現実のものとなりつつあります。

このような中で、リスクを事前に察知してそれらを回避すること、関連法令等に沿った管理を実践することは、大学が社会からの信頼を維持しながら、その本来の使命を果たしていく上で、欠くことのできない活動です。当室が所管している利益相反マネジメントと輸出管理の業務は、まさにそのことを目標としています。

本誌は昨年度に引き続き、平成 28 年度の 1 年間の COISEC の活動をまとめたものです。本誌が COISEC の活動の理解への一助となり、学内・学外の多くの方々による本室の一層の活用が進むことを期待しています。

平成 29 年 9 月
利益相反・輸出管理マネジメント室長
境野 明

目 次

I. COISEC の概要	1
1. 組織	1
(1) 職員等	1
(2) 組織図	1
(3) 場所	1
2. 広報・普及活動	2
(1) COISEC の英語版ホームページの作成と公開	2
(2) COISEC リーフレットの作成と配布	2
(3) COISEC 年報の作成と配布	2
(4) COISEC ホームページの更新	2
3. COISEC 関連学内業務	3
(1) 兼業審査委員会委員	3
(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」への対応に関するタスクフォース構成員	3
(3) 商標審査会委員	3
4. COISEC 関連学外業務	4
(1) 政府関係	4
(2) 大学・独立行政法人等公的研究機関関係	4
(3) 学協会関係	4
II. 利益相反マネジメント	5
1. 筑波大学の利益相反マネジメントの概要	5
2. 個人としての利益相反マネジメント・システム	5
3. 組織としての利益相反マネジメント・システム	6
4. 利益相反問題の相談対応	7
5. 利益相反委員会の開催	9
(1) 利益相反委員会委員	9
(2) 第 15 回利益相反委員会議事次第	10
6. 利益相反アドバイザーボードの開催	11
(1) 利益相反アドバイザーボード委員	11
(2) 第 12 回利益相反アドバイザーボード議事次第	11
7. 広報・普及活動	13
(1) 組織としての利益相反に関する e-learning の作成・公開	13
(2) 実務者向け手引書『大学における利益相反マネジメントの実質化のために－運用の手引－』の作成と配付	13

(3) 平成 28 年度「業務実務者勉強会」における講演.....	13
(4) 利益相反マネジメントに関する講義.....	13
(5) ホームページによる情報提供の実施.....	14
III. 安全保障輸出管理.....	15
1. 安全保障輸出管理体制の概要.....	15
2. 利益相反・輸出管理マネジメント室における輸出管理対応数.....	16
3. 広報・普及活動.....	17
(1) 解説書『安全保障輸出管理ガイドブック』改訂版の作成・配布.....	17
(2) 解説書『安全保障輸出管理ガイドブック』英語版の公開.....	17
(3) 安全保障輸出管理説明会等の開催.....	17
(4) 説明会資料.....	18
(5) 経済産業省・文部科学省との意見交換会.....	21
(6) ホームページによる情報提供の実施.....	21
4. 調査.....	22
IV. 研究・教育活動.....	23
1. 主要な研究活動.....	23
(1) 大学の利益相反マネジメント運用基準策定及び教職員研修の資料作成に関する調査研究（科学研究費補助金基盤研究（C）（一般）（H27～H29）／新谷准教授ほか）.....	23
(2) 『事例から学ぶ公正な研究活動～気づき、学びのためのケースブック～』監修・分担執筆（新谷准教授ほか）.....	23
(3) 高血圧症治療薬に関する臨床研究における利益相反問題（新谷准教授ほか）.....	23
(4) 研究不正の原因と対応に関する研究（新谷准教授）.....	24
2. 教育活動.....	25
(1) 学内.....	25
(2) 学外.....	25
3. 論文・著作等.....	26
(1) 査読付き論文.....	26
(2) 著作.....	26
4. 発表・講演等.....	27
(1) 招待講演等.....	27
(2) 学会発表.....	27
(3) 学内講演.....	27

I. COISEC の概要

1. 組織

(1) 職員等

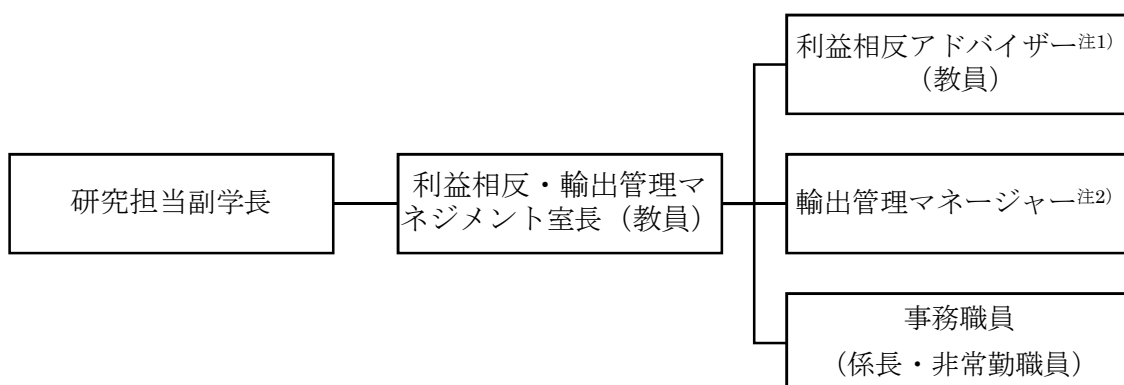
(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

室長 (教授兼任)、准教授 (専任)、事務係長 (常勤)、係員 (非常勤)

職名等	氏名
室長・人文社会系教授	岡上 雅美
准教授・利益相反アドバイザー	新谷 由紀子
輸出管理マネージャー	駒形 和行
事務係長	佐藤 俊彦
係員	宇留野安紀子

(2) 組織図

(平成 29 年 3 月 31 日現在)



注 1) 利益相反アドバイザー：利益相反に関する企画、調査研究、アドバイス等の支援、普及等の業務に従事。

注 2) 輸出管理マネージャー：輸出管理に関する企画、運営、支援、普及等の業務に従事。

(3) 場所

事務室：共同研究棟 A 4 階 409 号室 (平成 29 年 1 月 5 日以降)

2. 広報・普及活動

(1) COISEC の英語版ホームページの作成と公開

利益相反及び輸出管理に関する情報を外国人教職員等に広く周知するため、COISEC の英語版のホームページを作成・公開した。

(2) COISEC リーフレットの作成と配布

平成 28 年 7 月に平成 28 年度版 COISEC リーフレットを 3,000 部作成し、学内教職員や関連機関に配布した。

(3) COISEC 年報の作成と配布

平成 28 年 6 月に平成 27 年度版 COISEC 年報を 300 部作成し、学内教職員や関連機関に配布した。

(4) COISEC ホームページの更新

更新を頻繁に行い、最新情報を発信した。



3. COISEC 関連学内業務

(1) 兼業審査委員会委員

研究成果活用企業の役員等の兼業の審査及び兼業に関する必要事項の審議を行う。

- ・岡上室長（平成 26 年 7 月～平成 29 年 3 月）

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」への対応に関するタスクフォース構成員

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に沿った適切な仕組みを整えるための検討を行う。

- ・岡上教授（平成 26 年 9 月～平成 29 年 3 月）
- ・新谷准教授（平成 26 年 9 月～平成 29 年 3 月）

(3) 商標審査会委員

本学を権利者とする登録商標等の使用の申入れに係る使用形態の適切性等についての審査を行う。

- ・新谷准教授（平成 28 年 11 月～平成 29 年 3 月）

4. COISEC 関連学外業務

(1) 政府関係

ア. 文部科学省科学技術・学術審議会専門委員 大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会委員

大学自身が、産学官連携を推進する上で生じ得るリスク要因のマネジメントを研究経営上の重要な課題として捉え、適切に対応するための方策等について検討を行う。

・新谷准教授（平成 27 年 4 月～平成 29 年 2 月）

(2) 大学・独立行政法人等公的研究機関関係

ア. 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 利益相反マネジメント委員会委員

機構の利益相反マネジメントガイドラインの制定及び改廃、利益相反による弊害を抑えるための施策の検討・策定、利益相反に関して個々のケースが許容できるかどうかの調査審議及び勧告、利益相反に関する社会への情報公開・開示等の審議。

・新谷准教授（平成 21 年 7 月～）

イ. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 評価委員会委員

研究公正高度化モデル開発支援事業課題の評価

・新谷准教授（平成 28 年 11 月～）

ウ. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 研究倫理アドバイザー

研究開発における不正行為等事例集の分析、監修及び助言

・新谷准教授（平成 28 年 11 月～）

エ. 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 利益相反マネジメント委員会委員

機構の利益相反マネジメントの企画、運用等について審議

・新谷准教授（平成 29 年 3 月～）

(3) 学協会関係

ア. リスクマネジメント研究会幹事

産学連携学会会員で組織された研究会。産学官連携に伴うリスクに組織的に対応する方策を研究する。

・新谷准教授（平成 25 年 4 月～）

II. 利益相反マネジメント

1. 筑波大学の利益相反マネジメントの概要

利益相反マネジメントは何のために行われるのか。大学に焦点を絞った場合、そこで行われる研究の客観性の維持が第一の目的となる。同時に、弱い立場にある学生を保護することも重要な目的である。研究が臨床研究などヒトを対象とした研究である場合は、患者など被験者の保護が大切であることはいままでもない。

利益相反マネジメントは、これらの目的の達成を通じて、究極のところ、大学に対する社会からの信頼の確保を目指して行われる。信頼が壊れれば、国や地域社会からの支援もおぼつかない。また、本来の活動である研究・教育活動を発展させることもできない。利益相反マネジメントは、大学の生命線を維持するための根幹となる活動である。

2. 個人としての利益相反マネジメント・システム

筑波大学の利益相反マネジメントは、①個人的利益に関する透明性の確保、②意思決定に関する公正の確保、③職務の責任に応じた取扱い、という基本的なルールに基づいて実施している。①の個人的利益に関する透明性の確保のために、図 II-1 のように毎年の個人的利益の自己申告を義務付けている。

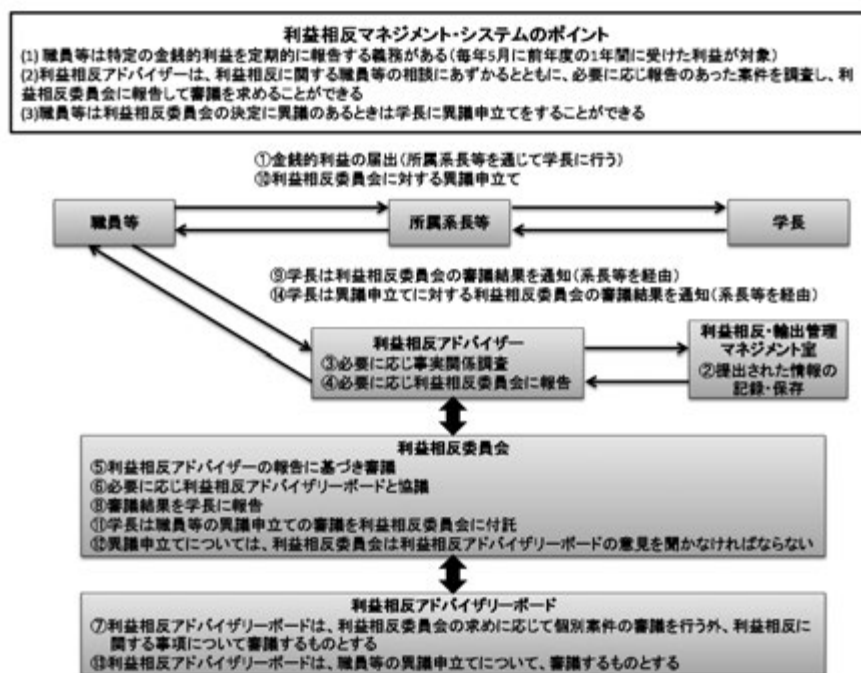


図 II-1 筑波大学の産学連携における利益相反マネジメントの概要

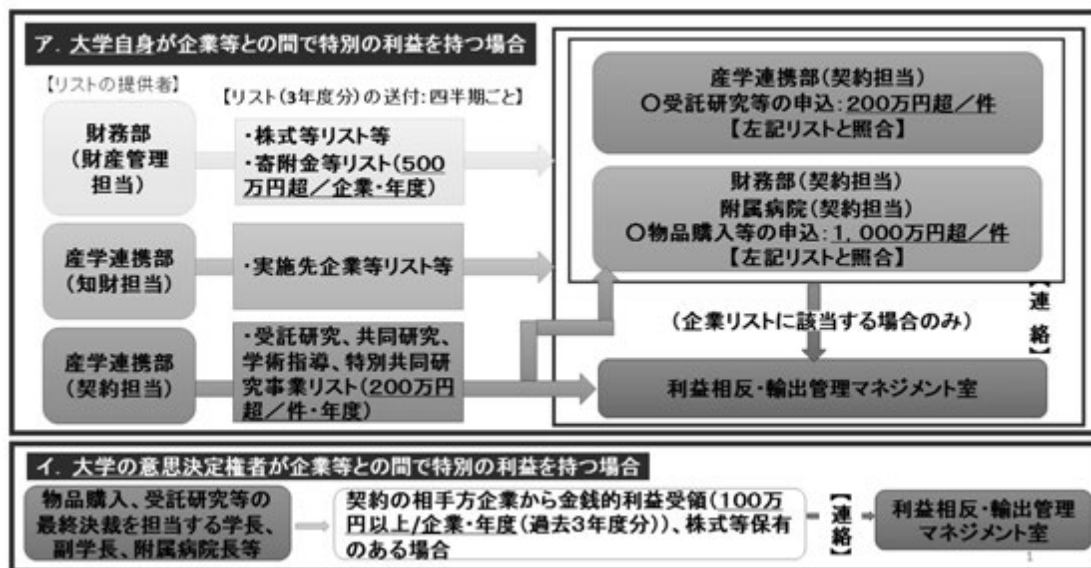
3. 組織としての利益相反マネジメント・システム

平成 28 年度は、平成 27 年度に新たに制定された組織としての利益相反ポリシー等に基づいて運用を開始した。

組織としての利益相反ポリシー制定の背景としては、大学が組織として産学官連携活動に参加する事態が発生してきているということがある。例えば、大学自身が特許権等や株式を保有したり、大学が企業等から多額の寄附金を受けたりすることが起こる一方で、大学がそうした企業等と受託研究等を実施すると、大学自身に組織としての利益相反が生じることになる。さらに、平成 26 年度からは、国立大学法人が特定研究成果活用支援事業に出資することが可能となったこと、などがある。

平成 28 年 2 月 18 日付でポリシー等が制定され、関連規則等も改正された。施行日は平成 28 年 4 月 1 日となった。

筑波大学における組織としての利益相反マネジメント・システムの詳細は図 II-2 のとおりである。組織にかかわる利害関係のリストが契約部署に送付され、利害関係者から一定の金額を超える契約の申込があった場合は、利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡が来るシステムが整った。情報提供は当該年度を含む 3 年度分で、初回は平成 26,27 年度と平成 28 年 4～6 月分のリストが関係部署に送付され、以後、四半期ごとに、情報提供されるようになった。



II-2 筑波大学の産学連携における利益相反マネジメントの概要

4. 利益相反問題の相談対応

平成 28 年度は、共同研究先の商品の宣伝に関する筑波大学の名称使用の相談や、筑波大学との各種契約関係の相談など、学内の問い合わせ 53 件に、また、共同研究先に所属する受験生の受入等に関する利益相反問題の相談など学外からの問い合わせ 6 件、計 59 件の相談に対応した。

図 II-3 は過去の利益相反に関する相談件数の推移であり、近年増加傾向にある。

図 II-4 は相談のあった 59 件の部署等別の件数である。

図 II-5 は相談の内容別に分けて示したものである。1 件の相談につき複数の内容を含む場合もあるため、61 に分類されている。

定期的な自己申告書によるマネジメントとともに、日常的な相談に事前に対応することにより、問題が大きくなることを事前に防止する効果を期待することができるようになった。

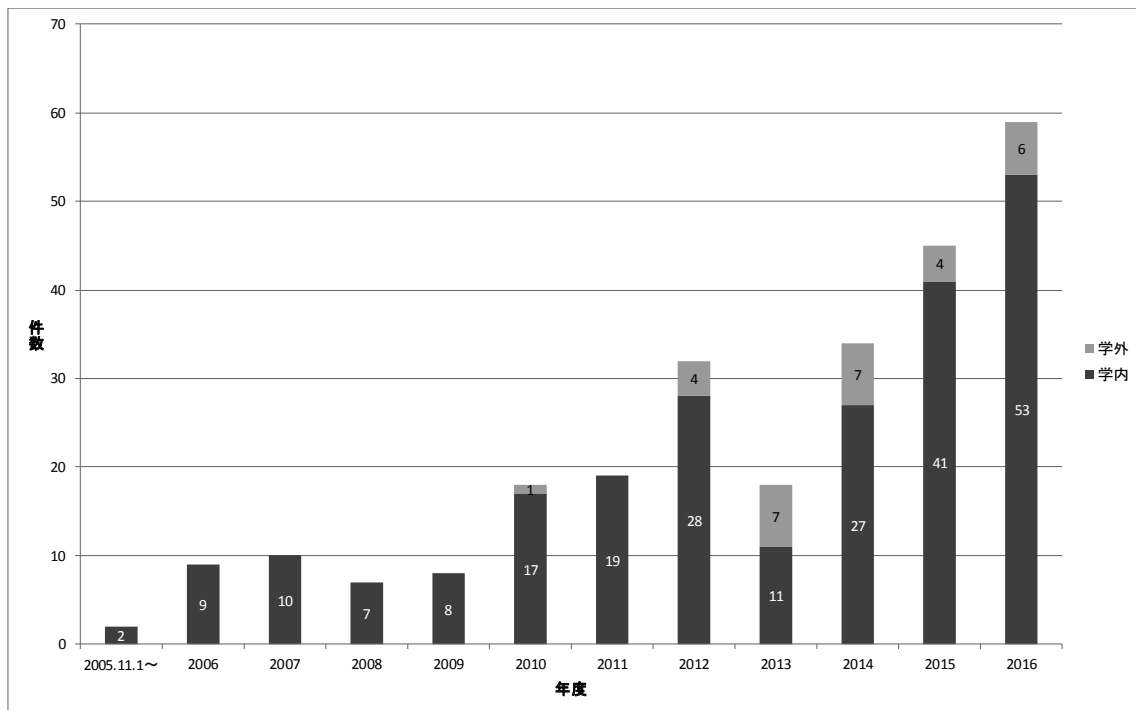


図 II-3 筑波大学における利益相反の相談件数の推移

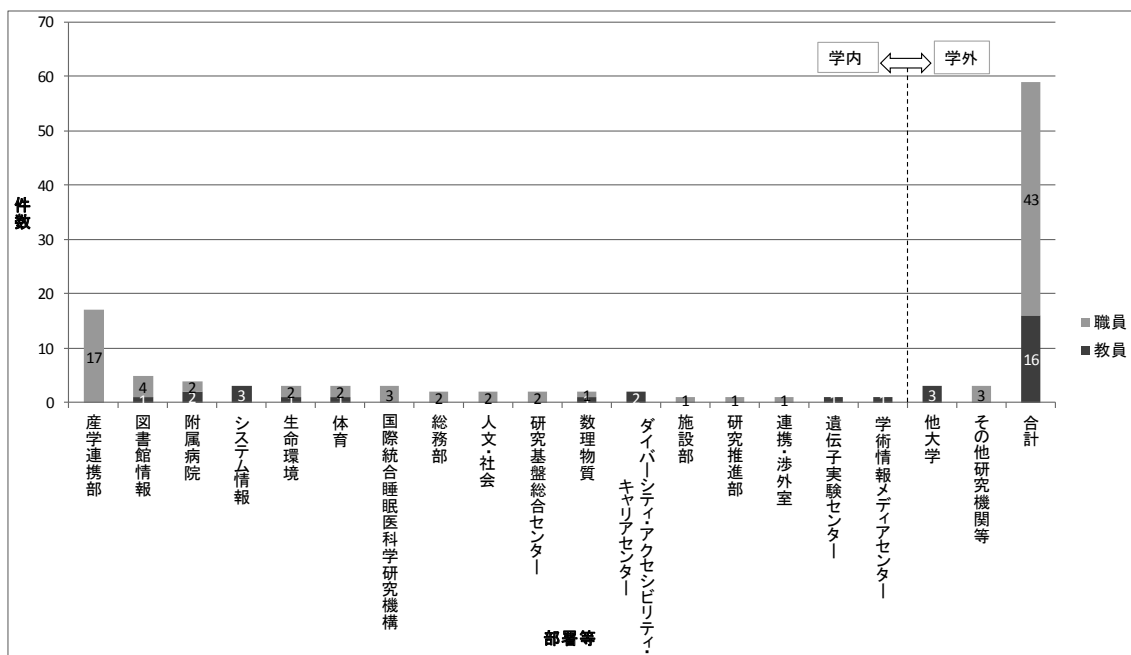


図 II-4 相談のあった部署等の内訳

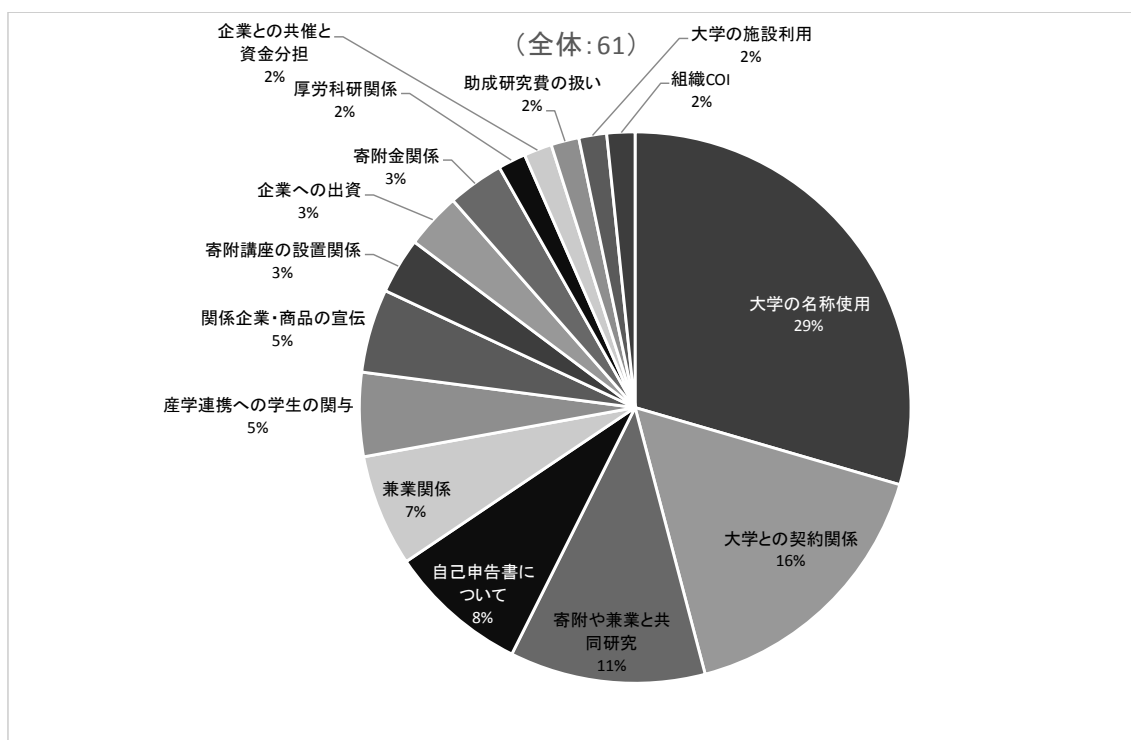


図 II-5 相談内容の内訳

5. 利益相反委員会の開催

利益相反委員会は次に掲げる事項を審議する。

- ①利益相反に関する基本方針（利益相反の定義、対象者、マネジメント・システム等）
- ②利益相反に関する規則等の制定又は改廃
- ③利益相反に対する対応策（利益相反に該当しないが、法人以外の者から利益相反と認識され、又は認識されるおそれがある状況に係る対応策を含む。）
- ④利益相反に関する学内啓発活動
- ⑤その他利益相反に関し必要と認められる事項

第15回利益相反委員会が平成28年10月14日（金）に開催され、平成27年度の筑波大学における産学連携活動に係る個人的な利益の報告に関して審議が行われた。これについては直ちに学長による勧告を行わなければならない事例はなかった。また、前回委員会開催以降にあった利益相反に関する相談内容と回答について審議が行われた、了承された。さらに、組織としての利益相反ポリシーの制定並びに利益相反規則及び利益相反・輸出管理マネジメント室規程の改正についての報告があった。

（1）利益相反委員会委員

所属	職名	氏名
本部	研究担当副学長	三明康郎 ◎
本部	人事担当副学長	稲垣敏之 ○
利益相反・輸出管理マネジメント室	室長・教授	岡上雅美
人文社会系	教授	吉田 脩
ビジネスサイエンス系	教授	平嶋竜太
数理物質系	教授	巨瀬勝美
システム情報系	教授	伊藤 誠
生命環境系	教授	青柳秀紀
人間系	准教授	塩川宏郷
体育系	准教授	足立和隆
芸術系	教授	山中敏正
医学医療系	教授	檜澤伸之
図書館情報メディア系	教授	松本 紳
附属病院（医学医療系）	教授	千葉 滋
国際産学連携本部	本部審議役	内田史彦
総務部	部長	小嶋 稔
研究推進部	部長	西山和徳

産学連携部	部長	末広峰政
病院総務部	部長	保科豊次
利益相反・輸出管理マネジメント室	利益相反アドバイザー・准教授	新谷由紀子

※平成 29 年 3 月 31 日現在。◎は委員長、○は副委員長

(2) 第 15 回利益相反委員会議事次第

ア. 日 時：平成 28 年 10 月 14 日（金）14：00～15：20

イ. 場 所：産学リエゾン共同研究センター106 号室

ウ. 出席者：三明康郎（委員長）、岡上雅美、巨瀬勝美、青柳秀紀、足立和隆、山中敏正、
松本紳、内田史彦、新谷由紀子の各委員
（事務局）佐藤俊彦、宇留野安紀子

エ. 議 題

(ア) 平成 27 年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について

(イ) 利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について

(ウ) 平成 27 年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況の公表について

(エ) 組織としての利益相反ポリシーの制定並びに利益相反規則及び利益相反・輸出管理マ
ネジメント室規程の改正について

(オ) その他

オ. 配付資料

(ア) 産学官連携活動に係る個人的な利益の内容申告一覧（整理版）

・・・・・・・・ 資料 1（回収資料）

(イ) 平成 27 年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について

（取りまとめ）（案）・・・・・・・・ 資料 2（回収資料）

(ウ) 利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について・・・・・・・・ 資料 3

(エ) 平成 27 年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況

について（公表案）・・・・・・・・ 資料 4

(オ) 利益相反委員会委員名簿・・・・・・・・ 参考資料 1

(カ) 第 14 回利益相反委員会議事要旨・・・・・・・・ 参考資料 2

(キ) 利益相反アドバイザーボード委員名簿・・・・・・・・ 参考資料 3

(ク) 筑波大学における利益相反事例の取扱い改訂第 4 版・・・・・・・・ 参考資料 4

(ケ) 利益相反事例とその対応に関する Q&A 増補改訂第 2 版・・・・・・・・ 参考資料 5

(コ) 筑波大学における利益相反マネジメントリーフレット・・・・・・・・ 参考資料 6

(サ) 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室リーフレット・・・・・・・・ 参考資料 7

(シ) 平成 27 年度筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室年報・・・・・・・・ 参考資料 8

6. 利益相反アドバイザーボードの開催

第12回利益相反アドバイザーボードが平成28年10月28日（金）に開催され、利益相反委員会と同様の議題が審議された。

(1) 利益相反アドバイザーボード委員

所属	職名	氏名
国立研究開発法人産業技術総合研究所	特別顧問	小玉喜三郎
株式会社つくば研究支援センター	代表取締役社長	斎田陽介
AE 海老名・綾瀬法律事務所	弁護士	中道 徹
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	理事	野村昌治
常陽銀行	地域協創部顧問	藤沼良夫
光田特許事務所	弁理士	光田 敦
芝浦工業大学	特任教授	油田信一◎

※平成29年3月31日現在。◎は議長

(2) 第12回利益相反アドバイザーボード議事次第

ア. 日 時：平成28年10月28日（金）10：00～12：00

イ. 場 所：産学リエゾン共同研究センター106号室

ウ. 出席者：油田信一（議長）、小玉喜三郎、斎田陽介、中道徹、藤沼良夫、光田敦の各委員

（大学側）三明康郎研究担当副学長、稲垣敏之人事担当副学長、岡上雅美室長、
新谷由紀子利益相反アドバイザー
（事務局）佐藤俊彦、宇留野安紀子

エ. 議題

（ア）議長の選出

（イ）平成27年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について

（ウ）利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について

（エ）平成27年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況の公表について

（オ）組織としての利益相反ポリシーの制定並びに利益相反規則及び利益相反・輸出管理マネジメント室規程の改正について（報告）

（カ）その他

オ. 配付資料

（ア）産学官連携活動に係る個人的な利益の内容申告一覧（整理版）

・・・・・・・・ 資料1（回収資料）

（イ）平成27年度産学官連携活動に係る個人的な利益の報告について（取りまとめ）

- ．．． 資料 2 (回収資料)
- (ウ) 利益相反問題又は利益相反類似問題の相談等事例について．．． 資料 3 (回収資料)
- (エ) 平成 27 年度筑波大学における利益相反マネジメントの状況について．．． 資料 4
- (オ) 利益相反アドバイザリーボード委員名簿．．．．． 参考資料 1
- (カ) 第 11 回利益相反アドバイザリーボード議事要旨．．．．． 参考資料 2
- (キ) 利益相反委員会委員名簿．．．．． 参考資料 3
- (ク) 筑波大学における利益相反事例の取扱い 改訂第 4 版．．．．． 参考資料 4
- (ケ) 利益相反事例とその対応に関する Q&A 増補改訂第 2 版．．．．． 参考資料 5
- (コ) 筑波大学における利益相反マネジメントリーフレット．．．．． 参考資料 6
- (サ) 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室リーフレット．．．．． 参考資料 7
- (シ) 平成 27 年度筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室年報．．．． 参考資料 8

7. 広報・普及活動

(1) 組織としての利益相反に関する e-learning の作成・公開

平成 27 年度は個人としての利益相反に関する e-learning を作成・公開したが、平成 28 年度は組織としての利益相反に関する e-learning 「筑波大学における組織としての利益相反マネジメント（Ⅰ解説編 +Ⅱクイズ編）」を作成し、利益相反・輸出管理マネジメント室のホームページ上で平成 28 年 5 月に公開した。

(掲載先 URL) <http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/e-learning/>

また、同様の e-learning を平成 28 年 4 月に学内システムの manaba に掲載した。

(2) 実務者向け手引書『大学における利益相反マネジメントの実質化のために一運用の手引一』の作成と配付

平成 27 年度～29 年度 JSPS 科研費基盤研究 (C) の研究課題「大学の利益相反マネジメント運用基準策定及び教職員研修の資料作成に関する調査研究」(代表：新谷准教授) の成果物として標記の実務者向け手引書を作成し、平成 28 年 6 月に学内の各部局 69 か所及び全国の大学等 103 か所に配布し、普及を図った。また、本書の電子版は COISEC ホームページ及びつくばリポジトリに掲載している。

(3) 平成 28 年度「業務実務者勉強会」における講演

- ・日時：平成 28 年 9 月 26 日 (月) 11:00～12:00
- ・場所：本部アネックス棟 1 階会議室 1・2 (参加者：35 名)
- ・演題：利益相反マネジメントの考え方と事例の対応について
- ・対象：学内で関係手続き等を担当している職員
- ・内容：利益相反に関する基礎的な知識、平成 28 年度から筑波大学で開始された組織としての利益相反マネジメント、大学における利益相反問題の具体的な事例などについて解説した。

(4) 利益相反マネジメントに関する講義

- ・日時：平成 28 年 10 月 31 日 (月) 9:30～10:30
- ・場所：高細精医療イノベーション棟 206 室 (参加者：約 20 名)
- ・演題：大学における利益相反マネジメントと事例の対応について
- ・対象：国際産学連携本部職員
- ・内容：利益相反に関する基礎的な知識、平成 28 年度から筑波大学で開始された組織としての利益相反マネジメント、大学における利益相反問題の具体的な事例などについて解説した。

(5) ホームページによる情報提供の実施

「利益相反・輸出管理マネジメント室」のホームページの「利益相反マネジメント」のメンテナンスを行い、最新の情報を提供した。



Ⅲ. 安全保障輸出管理

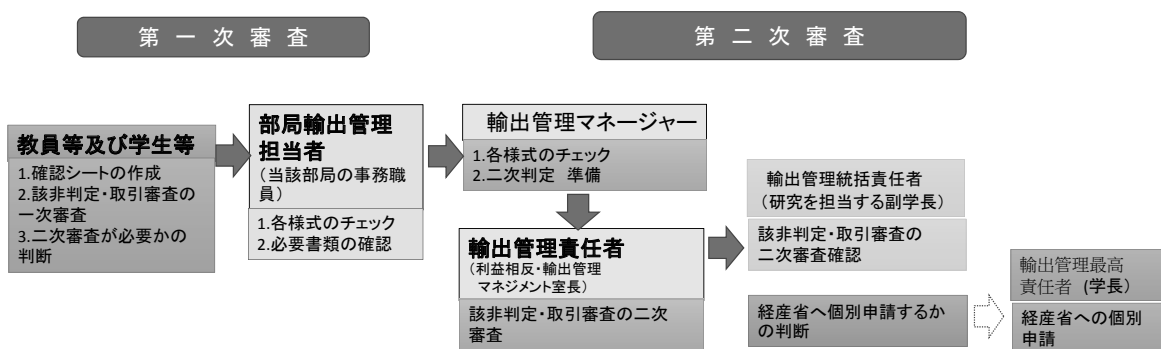
1. 安全保障輸出管理体制の概要

大量破壊兵器等が国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等に渡ることを防ぐことは、国際的な課題となっている。日本においては、大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造等に関連する資機材や関連汎用品の輸出及びこれらの関連技術の非居住者への提供等について、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）に基づき、必要最小限の管理が実施されている。

外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。外為法等の規制は、核不拡散条約、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約等の条約に基づくものと、欧米先進諸国等が中心となって参加する国際的な輸出管理に関する合意（国際輸出管理レジーム）等に基づくものがある。

筑波大学では、技術の提供又は貨物の輸出が規制に該当するかどうか疑わしい場合は、一次審査として教員等は懸念の有無を確認シートにおいて確認し、懸念有の場合は、該非判定書、取引審査票及び輸出管理チェックシートを作成して部局輸出管理担当者に提出する。利益相反・輸出管理マネジメント室においては二次審査として、該非判定書及び取引審査票を確認する。特にリスト規制、キャッチオール規制の懸念があるときには経済産業省に相談して、その結果、経済産業大臣の許可が必要と判断した場合は、輸出管理統括責任者が学長名により、必要な手続を取る。

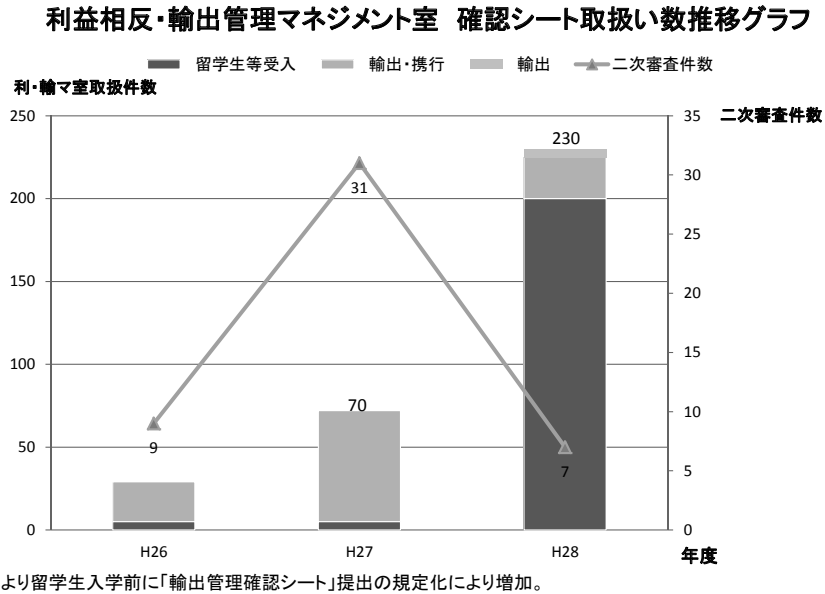
筑波大学 輸出管理の流れと体制



図Ⅲ-1 筑波大学における輸出管理審査の流れ（平成 27 年 5 月 1 日～）

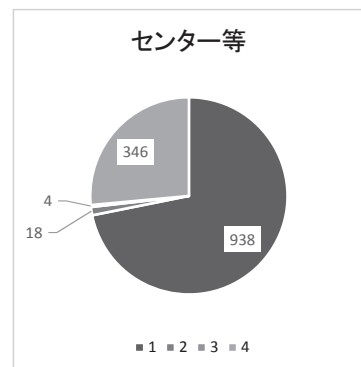
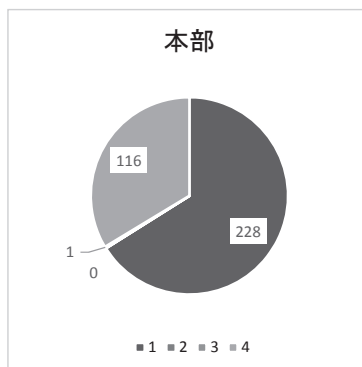
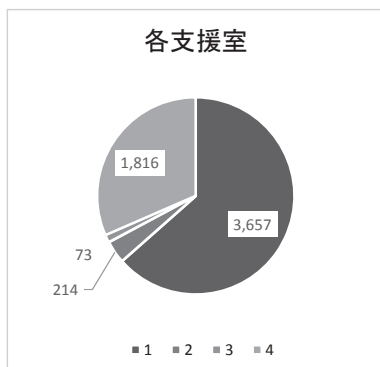
2. 利益相反・輸出管理マネジメント室における輸出管理対応数

平成 26～28 年度に部局輸出管理担当者から提出された確認シートの数の年次変化を下図に示す。



平成28年度 部局止まり確認シート様式別取扱件数

部局 様式		部局			様式別合計
		各支援室	本部	センター等	
1	海外出張(様式1-1)	3,657	228	938	4,823
2	貨物の輸出(様式1-2)	214	0	18	232
3	技術の提供(様式1-3)	73	1	4	78
4	留学生・外国人研究者等の受入(様式1-4)	1,816	116	346	2,278
計		5,760	345	1,306	7,411



3. 広報・普及活動

(1) 解説書『安全保障輸出管理ガイドブック』改訂版の作成・配布

平成 27 年度に運用を開始した様式を見直し、平成 28 年度より様式を変更した。様式変更に伴い、解説書『安全保障輸出管理ガイドブック』改訂版を 3,000 部作成し、全学の教員及び主要な事務職員に配布した。



(2) 解説書『安全保障輸出管理ガイドブック』英語版の公開

学内の輸出管理手続きについて外国人教職員等に広く周知するため、改訂版の解説書『安全保障輸出管理ガイドブック』の内容を簡潔にまとめた『安全保障輸出管理ガイドブック』英語版をデータで作成し、ホームページ上に公開した。

(3) 安全保障輸出管理説明会等の開催

ア. 第3回部局輸出管理担当者向け説明会

- ・日時：平成 28 年 6 月 24 日（金）9:30～10:45
- ・場所：スチューデント・コモンズ（1A203）（参加者：35 名）
- ・演題：第 3 回部局輸出管理担当者説明会
- ・対象：部局輸出管理担当者及び関係者
- ・内容：外国人研究生・留学生（大学院）受入れについて 他

イ. 数理物質系説明会（化学専攻）

- ・日時：平成 28 年 11 月 8 日（火）16:45～17:05
- ・場所：第 1 学群棟 1G105（参加者：32 名）
- ・演題：筑波大学における輸出管理の手続き
- ・対象：数理物質系教員
- ・内容：外国人研究生・留学生（大学院）受入れについて 他

ウ. 数理物質系説明会（数学専攻）

- ・日時：平成 28 年 11 月 10 日（木）13:30～13:50
- ・場所：自然系学系棟 D509（参加者：29 名）
- ・演題：筑波大学における輸出管理の手続き
- ・対象：数理物質系教員
- ・内容：外国人研究生・留学生（大学院）受入れについて 他

エ. 数理物質系説明会（物理学専攻）

- ・日時：平成 28 年 11 月 10 日（木）15:00～15:20
- ・場所：自然系学系棟 B114（参加者：43 名）
- ・演題：筑波大学における輸出管理の手続き
- ・対象：数理物質系教員
- ・内容：外国人研究生・留学生（大学院）受入れについて 他

オ. 数理物質系説明会（物性・分子工学専攻）

- ・日時：平成 28 年 12 月 21 日（水）16:00～16:20
- ・場所：工学系学棟 3F600（参加者：35 名）
- ・演題：筑波大学における輸出管理の手続き
- ・対象：数理物質系教員
- ・内容：外国人研究生・留学生（大学院）受入れについて 他

カ. 数理物質系説明会（電子・物理工学専攻）

- ・日時：平成 28 年 12 月 21 日（水）16:40～17:00
- ・場所：工学系学棟 3F800（参加者：35 名）
- ・演題：筑波大学における輸出管理の手続き
- ・対象：数理物質系教員
- ・内容：外国人研究生・留学生（大学院）受入れについて 他

（４）説明会資料

上記説明会のうち、（３）ウ、エの数理物質系説明会（数学専攻、物理学専攻）（平成 28 年 12 月 21 日）で配付した資料を掲載する。

違反に対する罰則

規制対象となる貨物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

刑事罰

最大
・10年以下の懲役
・1000万円以下の罰金
ただし、当該違反行為の目的物の価額の5倍が1000万円を超える場合、当該価額の5倍以下の罰金。

法律以外の影響も甚大！
・組織イメージの悪化
・社会的制裁
・株主代表訴訟 など

行政制裁

・3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

経済産業省からの違反企業に対する警告

注) 違反行為について自主的申告があった場合には、処分等に於いて考慮されることがある。
公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いて「経緯書」(課別公表)等対応もある。

35

経済産業省安全保障貿易管理説明会資料より抜粋

大学等による違反事例

原因	内容
輸出許可証確認のミス	<p>研究機関A: 海外機関と共同で航空機に関する技術の研究を行っていたが、当該技術が外為法の対象技術のため、当初は適切に輸出許可を取得。しかし、企業合併に伴い、輸出管理の機能が一時的に低下し、当該取引の管理が十分に管理されず、輸出許可の期限切れに気付かないまま技術の提供を継続。</p> <p>大学B: 海外での研究のため、赤外線カメラの輸出許可申請を行い、「積み戻し後、報告」の条件付きで許可されていた。しかし、提出期限を過ぎても報告を怠り、許可条件違反。</p>
輸出手続き上のミス	<p>研究機関C及び大学D: 研究機関Cは共同研究先である大学Dに対し、該当品は許可が必要であるため、輸出許可を取得してから出荷するように指示をしていたが、出荷の際の再確認を怠り、大学Dが非該当品と一様に該当品を誤って梱包したため無許可輸出。</p>
法令適用の判断ミス	<p>大学E: 海外での研究のため、フレーミングカメラを輸出しようとしたが、持ち帰る貨物であったため、輸出申告額を10万円と記入し、少額特例を利用して輸出。実際の貨物購入価格は800万円であるため特例には当たらず、無許可輸出。</p>

経済産業省安全保障貿易管理説明会資料より抜粋

大学における輸出管理の対象について



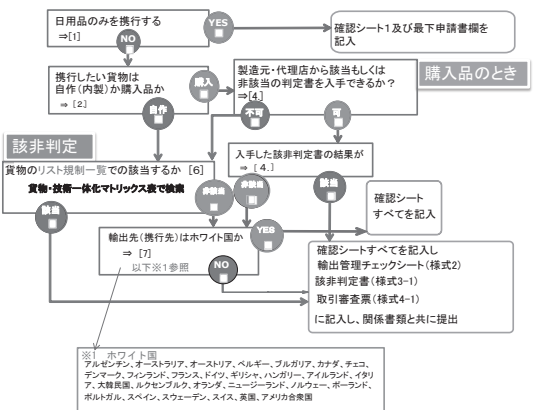
6

数理物質科学で該当貨物・技術に係るようなkey word

項	Key word
2項 原子力	加速器 (特に電子 同位体 プラズマ、電子管 (マイクロ波)、(動作周波数が31.8GHzの電子管の設計・製造技術) 質量分析、イオン源
5項 先端材料	フッ素樹脂、冷媒 (フッ素系)、金属磁性体、セラミックス複合材料、炭素繊維、グラファイト (人造黒鉛)、高ガラス転移温度の材料 (芳香族ポリイミドなど)、複合材料
6項 材料加工	コーティング装置、技術、薄膜成長、
7項 エレクトロニクス	微細加工 ナノエレクトロニクス 化合物半導体 超伝導デバイス、超伝導磁石、極低温、パワーエレクトロニクス (SiC等) ダイヤモンド結晶、結晶成長、金属磁性材料 (微粉)、リソグラフィ装置
8項 電子計算機 (コンピュータ)	スパコン スパコンの計算速度を増大させる技術
9項 通信	暗号装置 暗号に係る技術
10項 センサー・レーザ	レーザ (特に高出力のもの)、水中音響装置、非線形光学材料
15項 その他	電波吸収体、導電性高分子

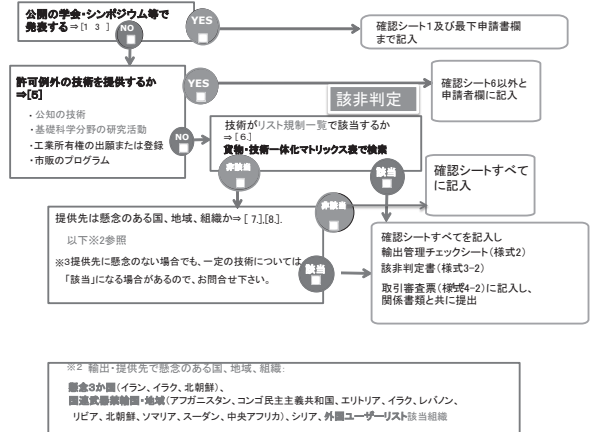
8

海外出張に伴う貨物の輸出 (携行) 提出書類

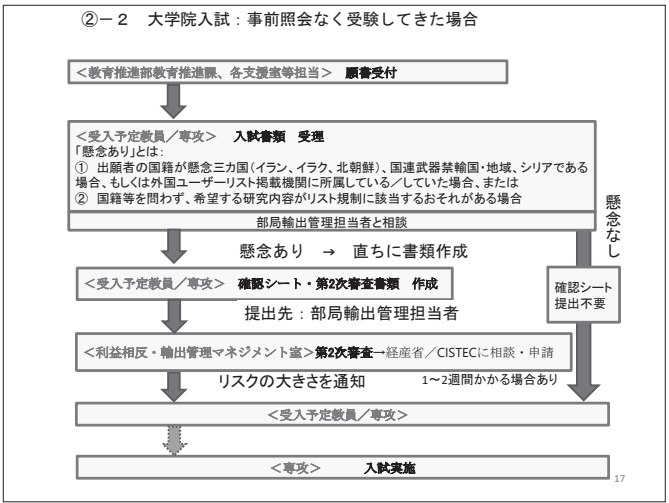
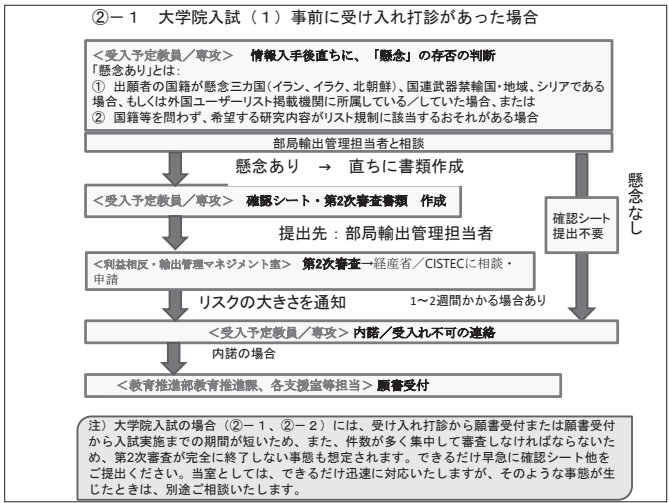


9

海外出張に伴う技術の提供 提出書類



10



確認シート（受入・訪問）

※申請に際しては必ず申請書、履歴書等の提出を要します。申請書は1枚以上提出し、履歴書・申請書は2枚以上提出し、確認シートの提出を要します。

形式1-4（受入・訪問）

は必須入力項目です

1 申請者	氏名	所属	職名
受入対象者	フルネーム	国籍	入学予定
入試時期・受入時期・用務等	入学時期	入学予定	入学予定
国籍	氏名	所属	職名
備考			

1) 査察又は査察のみで査察受審等はない

2) 査察を伴わない査察のみ行方

3) 本学又は日本の法人と受入・訪問に利用関係がある

2 受入時点での滞在性 来日予定 来日後の月数 来日後の月数

3 技術の許可要件 ありはまる(許可要件) ありはまる(許可要件) ありはまる(許可要件)

4 技術の提供内容

5 所属先等の情報

18

輸出管理の手続きで間違いやすい例

項目	間違いの内容	解釈	正しい対応
技術の提供	共同研究先との打合せでも技術の提供でないと解釈	共同研究先との打ち合わせは大半は技術の提供となる	海外出張なら技術の提供の欄にどのような技術なのか、また該非判定結果を記載
受入・訪問	・技術の許可例外*（基礎科学）を使えないのに、使えたと誤解する	・基礎科学はほとんど使えない（純粋な数学など）	・基礎科学かどうかは一人で決めつけない。
技術の提供	・技術の許可例外*（公知の技術）を使えないのに、使えたと誤解する	・報告前日でもそれは公知でない ・研究室で開催するゼミは公知でない場合が多い	・公知の使える範囲をよく理解する。
貨物の発送	日用品以外の貨物の輸出にもかかわらず、該非判定の根拠があいまい	日用品以外の貨物の輸出の該非判定には原則その結果のエビデンスが必要（該非判定書等）	購入品にはメーカー・代理店の該非判定書、自作の場合は項目別対比表を記載する。

* 技術の提供に関する特例 参照

19

手続きフロー、確認シートの本年度 主な変更点

確認シートの分類	変更点項目	変更点 詳細	変更理由	備考
受入・訪問	居住者の扱い	従来は居住性の記述のみで良かったが、今回から居住者でも非居住者 同様の内容の記載が必要	留学生等が居住者になると該当技術の提供でも法的な規制を受けないが、安全保障上のリスクは依然存在するから	
受入・訪問	受け入れ身分の名称	受け入れ身分の名称を従来より多くして実態に合わせた Pull down 形式にした	現状にあわせた	部局輸出管理担当者の希望
海外出張	研究テーマ・発表内容の記載	オープンな国際会議で発表する場合でも、研究テーマまたは発表タイトルを記載	懸念の高いテーマのときは、後々その提供をトレースしなくてはならない場合があるから	部局輸出管理担当者の希望
海外出張 海外への発送 技術提供	学生の申請	学生の申請時 学籍番号を記載できるようにした	学生自身が申請しやすくするため	
* 研究生受入	専攻長チェック	様式に専攻長のチェック欄を設けた	研究生受入のときに専攻長のチェックが必要と判断	

20

- まとめ
- 海外出張時の機器の携行または技術の提供がある場合の確認シートの提出の仕方を理解する。
 - 外国人研究生 受入れの打診がきたときは 即刻 確認シートを出し、専攻長のチェック印をもらう。
 - 入試による外国人留学生 受入れ時 国籍、所属等または予定研究に懸念があるときは 確認シートを提出
受入れ打診があった場合……願書 提出 まで手続き完了
なかった場合……入試 実施 まで手続き完了
 - 輸出管理上の手続きミスを犯さないように部局輸出管理担当者によく相談する。
- 21

(5) 経済産業省・文部科学省との意見交換会

- ・日時：平成 28 年 8 月 2 日（火）13:30～15:30
- ・場所：産学リエゾン共同研究センター106 号室
- ・内容：経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課、文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室及び利益相反・輸出管理マネジメント室との意見交換会を開催した。
経済産業省及び本学から輸出管理の現状の問題点などについて発表して意見を交換した。

(6) ホームページによる情報提供の実施

「利益相反・輸出管理マネジメント室」のホームページの「安全保障輸出管理」のメンテナンスを行い、最新の情報を提供した。具体的には次のとおり。

- ① 法令改正（平成 28 年 11 月 1 日更新）
- ② e-learning の内容更新
- ③ 輸出管理コンテンツの再構築

4. 調査

部局輸出管理担当者に新制度における輸出管理について、平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの実績報告の調査を平成 29 年 4 月 5 日依頼した。

IV. 研究・教育活動

1. 主要な研究活動

(1) 大学の利益相反マネジメント運用基準策定及び教職員研修の資料作成に関する調査研究（科学研究費補助金基盤研究（C）（一般）（H27～H29）／新谷准教授ほか）

利益相反マネジメントの問題点の一つとして、大学に利益相反の専門家が存在せずノウハウもないため運用に自信が持てないこと、換言すれば、運用する上での参考となる指針等の資料が存在しないことが過去の調査結果によって判明している。利益相反マネジメントにおいては、利益相反状況をすべて排除すればよいということではないため、利益相反状況をどこまで容認できるかという意識的な基準作りが求められることになる。このため、平成27年度は、具体的な利益相反状況の仮想事例を作成し、それらに関する対応案の選択肢を用意して、主要な国公立大学の教員、国立大学の経営協議会の外部委員、公立大学の経営審議会の外部委員、私立大学の外部理事の合計1,000名のアンケート調査（意識調査）を実施した。この成果をもとに、平成28年度は、大学において利益相反マネジメントが形式的なものではなく実質的なものとなるための参考資料として、マネジメントに携わる実務者等を対象とした手引書『大学における利益相反マネジメントの実質化のために－運用の手引－』を作成し、平成28年6月に学内の各部局69か所及び全国の大学等103か所に配布し、普及を図った。

同手引書は利益相反・輸出管理マネジメント室のホームページ及びつくばりポジトリにも掲載している。また、関係論文を作成し、平成28年4月に学術誌に掲載された。

(2) 『事例から学ぶ公正な研究活動～気づき、学びのためのケースブック～』監修・分担執筆（新谷准教授ほか）

国立研究開発法人日本医療研究開発機構では、研究不正の未然防止のためにディスカッション形式等「研究者参加型」の教育プログラムで活用できる効果的な教育教材の作成を企画し、平成28年3月に標記ケースブックを刊行した。本ケースブックは研究不正の概説と事例を掲載したものである。本ケースブックの中で、新谷准教授は「利益相反とは何か、どのように対処すればよいのか」という章を分担執筆するとともに外2名とともに監修を行った。

(3) 高血圧症治療薬に関する臨床研究における利益相反問題（新谷准教授ほか）

高血圧症治療薬バルサルタンに関わる事件は日本の臨床研究に対する信頼を揺るがすものとして、新聞やテレビ等で大々的に報道された。2000年11月から日本で販売を開始したバルサルタン（商品名ディオバン）についての効果を調べた2002年以降に実施された臨床研究に関する論文に不正があったことが発覚したのである。本件に関して、報道や関係資料等を整理し、特に本事件の利益相反問題について事例研究を行っている。平成29年6月

の学会で発表した。

(4) 研究不正の原因と対応に関する研究（新谷准教授）

研究不正の事例が報道等で頻繁に取り上げられるようになった。本研究では実際に生じた研究不正事例を収集し、なぜそれ等の不正が起きたのかという原因を分析し、対応策を考える。平成 28 年度は、関連キーワード検索をした過去約 10 年間の新聞報道約 4,500 件の中から利益相反問題を含む研究不正事例を抽出した。今後分析を開始する予定である。

2. 教育活動

(1) 学内

ア. 授業：総合科目 A「知的財産のしくみ（特許編）」（新谷准教授）

(2) 学外

ア. 文部科学省科学技術人材育成費補助事業「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」『地域特性を活用した「多能工型」研究支援人材養成拠点』（実施機関：茨城大学、宇都宮大学、群馬大学）において、「大学における利益相反」に関する講義・グループ討議・試験の実施、平成 28 年 4 月 13 日（水）（港区（航空会館））（新谷准教授）

3. 論文・著作等

(1) 査読付き論文

ア. 大学における利益相反マネジメントの運用基準に関する一考察、新谷、菊本、文理シナジー、第 20 巻第 1 号、pp.13-27 (2016)

(2) 著作

ア. 利益相反とは何か、どのように対処すればよいのか、新谷、事例から学ぶ公正な研究活動～気づき、学びのためのケースブック～、pp.40-52 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構、2017) ※監修も分担して担当

イ. 大学における利益相反マネジメントの実質化のためにー運用の手引ー (平成 27 年度～29 年度 JSPS 科研費 基盤研究 (C) 成果物)、新谷、全 103 頁 (2016)

ウ. 大学における利益相反マネジメントの運用基準に関する調査研究、新谷、菊本、産学連携学会第 14 回大会 講演予稿集、pp.272-273 (2016)

エ. 大学及び学協会における利益相反マネジメント、新谷、産業衛生学雑誌臨時増刊号 第 89 回日本産業衛生学会講演集、p.207 (2016)

COISEC の研究活動の詳細はこちら

→<http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/management/research/>

4. 発表・講演等

(1) 招待講演等

- ア. 大学における利益相反マネジメントの基本的考え方と具体的対応について、新谷、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構法令遵守・コンプライアンス研修、2016年12月12日（つくば市）
- イ. 大学及び学協会における利益相反マネジメント、新谷、第89回日本産業衛生学会、2016年5月26日（福島市）

(2) 学会発表

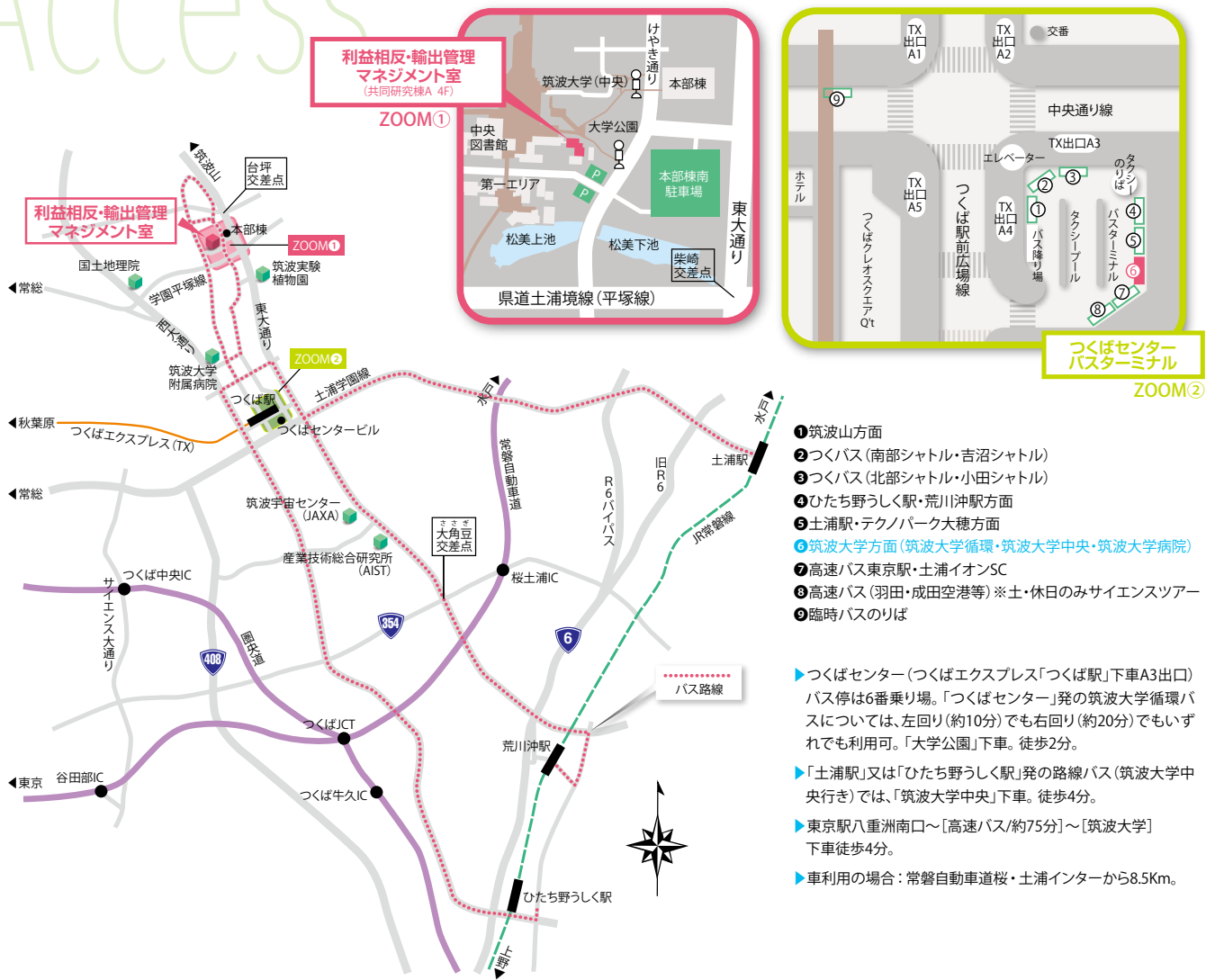
- ア. 大学における利益相反マネジメントの運用基準に関する調査研究、新谷、菊本、産学連携学会 第14回大会、2016年6月17日（浜松市）

(3) 学内講演

- ア. 大学における利益相反マネジメントと事例の対応について、新谷、国際産学連携本部利益相反マネジメントに関する講義、2016年10月31日（高細精医療イノベーション棟206室）
- イ. 利益相反マネジメントの考え方と事例の対応について、新谷、総務部組織・職員課平成28年度 業務実務者勉強会、2016年9月26日（本部アネックス棟1階会議室1・2）

発行日 平成 29 年 9 月
発行者 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室長
境野 明
編 集 新谷由紀子
連絡先 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室
〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1
TEL 029-853-2877
FAX 029-853-5816
E-mail coisec@ilc.tsukuba.ac.jp
URL <http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/>

Access



- ① 筑波山方面
- ② つくバス (南部シャトル・吉沼シャトル)
- ③ つくバス (北部シャトル・小田シャトル)
- ④ ひたち野うしく駅・荒川沖駅方面
- ⑤ 土浦駅・テクノパーク大穂方面
- ⑥ 筑波大学方面 (筑波大学循環・筑波大学中央・筑波大学病院)
- ⑦ 高速バス東京駅・土浦イオンSC
- ⑧ 高速バス (羽田・成田空港等) ※土・休日のみサイエンスツアー
- ⑨ 臨時バスのりば

- ▶ つくばセンター (つくばエクスプレス「つくば駅」下車A3出口) バス停は6番乗り場。「つくばセンター」発の筑波大学循環バスについては、左回り (約10分) でも右回り (約20分) でもいずれでも利用可。「大学公園」下車。徒歩2分。
- ▶ 「土浦駅」又は「ひたち野うしく駅」発の路線バス (筑波大学中央行き) では、「筑波大学中央」下車。徒歩4分。
- ▶ 東京駅八重洲南口～[高速バス/約75分]～[筑波大学] 下車徒歩4分。
- ▶ 車利用の場合：常磐自動車道桜・土浦インターから8.5Km。